

船舶事故等調査報告書

平成23年3月31日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第8号
事故等種類	衝突
発生日時	平成22年1月30日 13時48分ごろ
発生場所	青森県大間町奥戸漁港西南西方沖 奥戸港北防波堤灯台から真方位235° 1.3海里付近 (概位 北緯41° 29.0′ 東経140° 53.0′)
事故等調査の経過	平成22年2月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第七十八 ^{さかえ} 栄丸、8.5トン AM2-5487（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 第二十七 ^{きぼう} 喜宝丸、0.6トン AM3-36421（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	A なし B 負傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部右舷側に擦過傷 B 船体右舷側に亀裂、船外機が濡損
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、奥戸漁港西南西方沖を約8ノットの速力で自動操舵として西進していた。 船長Aは、衝突の衝撃でB船の存在を初めて知った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、奥戸漁港西南西方沖の漁場で漂流して船首を北西方に向け、巻き取り機により、たこかごを揚収していた。 船長Bは、右舷方からB船に向けて接近するA船を視認し、何か用事があると思って接近するものと思っていたところ、B船を避ける気配もなく至近に迫ったので、大声で叫び、避航を促した。 両船は、平成22年1月30日13時48分ごろ、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。 B船は、転覆し、のち僚船により奥戸漁港にえい航された。 船長Bは、落水したが、A船に救助されて病院に搬送された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波向 北西、波高 約1.5m
その他の事項	船長Aは、事故の約30分前に本事故発生場所を航行したとき、操業する漁船を認めなかったため、操業している漁船はいないものと思った。 船長Aは、事故発生場所付近がたこ漁の漁場であることを知っていた。 船長Aは、レーダーと目視により見張りをしていましたが、衝突して初めてB船の存在に気付いた。 船長Bは、救命胴衣を着用していた。 船長Bは、打撲傷を負い、3日間の検査入院をした。

<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>A船は西南西進中、B船は漂泊してたこかご漁に従事中、奥戸漁港西南西方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、操業している漁船がないものと思い込み、見張りを行っていなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、A船が用事があつて接近するものと思っていたが、A船が接近したので、大声で叫んでA船に避航を促したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、奥戸漁港西南西方沖において、A船が西南西進中、B船が漂泊してたこかご漁に従事中、A船が、見張りを行っていなかったため、B船に向首して航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	